

## 自己資本の構成に関する開示事項(平成27年3月期第1四半期)

### 【三井住友信託銀行】

(連結・国際統一基準)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>		
普通株式に係る株主資本の額	1,760,535	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	834,296	1a
うち、利益剰余金の額	928,544	2
うち、自己株式の額(△)	-	1c
うち、社外流出予定額(△)	2,305	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	-	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	48,662	194,650
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	14,633	
うち、普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	14,633	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,823,831	6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	29,791	119,164
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	19,988	79,953
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	9,802	39,211
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	513	2,052
繰延ヘッジ損益の額	△ 2,056	△ 8,225
適格引当金不足額	18,963	75,852
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,493	5,975
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	13,950	55,800
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
少数出資金融機関等の普通株式の額	5,564	22,258
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
その他Tier1資本不足額	-	27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	68,219	28
<b>普通株式等Tier1資本</b>		
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,755,612	29

その他Tier1資本に係る基礎項目			
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額	-		31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	8,882		34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	269,000		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	269,000		33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	2,923		
うち、為替換算調整勘定の額	2,923		
その他Tier1資本に係る基礎項目の額	(二)	280,805	36
その他Tier1資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	4,089	16,356	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	122,597		
うち、のれん相当額	76,802		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	1,892		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	5,975		
うち、適格引当金不足額の50%相当額	37,926		
Tier2資本不足額	-		42
その他Tier1資本に係る調整項目の額	(ホ)	126,686	43
その他Tier1資本			
その他Tier1資本の額((二)-(ホ))	(へ)	154,118	44
Tier1資本			
Tier1資本の額((ハ)+(へ))	(ト)	1,909,730	45
Tier2資本に係る基礎項目			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額	-		
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,051		48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	652,039		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	652,039		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	538		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	538		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	166,123		
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	164,116		
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,007		
Tier2資本に係る基礎項目の額	(チ)	820,753	51

Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	12,277	49,111	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,200	4,800	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	50,686		
うち、金融機関等の資本調達手段の額の合計額	12,760		
うち、適格引当金不足額の50%相当額	37,926		
Tier2資本に係る調整項目の額	(リ)	64,164	57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ)-(リ))	(ヌ)	756,589	58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ))	(ル)	2,666,320	59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	216,907		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	37,318		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	2,052		
うち、退職給付に係る資産の額	55,800		
うち、自己保有資本調達手段の額	-		
うち、金融機関等の資本調達手段の額	121,736		
リスク・アセットの額の合計額	(ヲ)	19,002,997	60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	9.23%		61
連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	10.04%		62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	14.03%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	169,055		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	43,709		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	34,264		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	538		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	3,868		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びビテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	98,034		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	311,200		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	686,327		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85